

茨木市プロポーザル方式におけるプレゼンテーションの公開に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市プロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領（平成27年6月1日実施。以下「取扱要領」という。）第10第3号に規定するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となるプレゼンテーション)

第2 公開の対象となるプレゼンテーションは、取扱要領第10第3号に規定するプレゼンテーションのうち、市民の関心が高い等の理由により、公開で行うことが適切であると認められるプレゼンテーションとする。

(公開の求め)

第3 担当課長は、プレゼンテーションを公開で行おうとするときは、担当課長は、取扱要領第5に規定する事前協議（以下「事前協議」という。）の際に策定する基本方針兼事前協議書にプレゼンテーションを公開で行う理由を記載するものとする。

(公開・非公開の決定)

第4 プレゼンテーションの公開・非公開については、事前協議において同要領第5各号に掲げる予算区分に応じ、当該各号に定める協議者間で協議し決定するものとする。

(プレゼンテーションの公開の基準)

第5 第4の規定に基づき公開と決定したプレゼンテーションにおいて、公開できるものは、プレゼンテーション及び当該プレゼンテーションに係る質疑のみとし、次のいずれかに該当する項目については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報（茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第7条第1号）
- (2) 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- (3) 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- (4) 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- (5) 審議、検討に関する情報（条例第7条第5号）
- (6) 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- (7) 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）
- (8) 公開することにより、プロポーザル方式における公正かつ円滑な審査が著しく阻害されるもの

(公開の方法等)

第6 プレゼンテーションの公開は、プレゼンテーションの傍聴を希望する者に当該プレゼンテーションの傍聴を認めることにより行うものとする。

2 選定会議は、公開するプレゼンテーションにおいて傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設けるものとする。

- 3 選定会議は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。
- 4 選定会議は、プレゼンテーションの開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。
- 5 選定会議の委員長は、公開するプレゼンテーションの審査に関して提出された資料を傍聴者に閲覧させるか否かについて決定するものとする。
- 6 前項の規定により資料を閲覧させることを決定したときは、選定会議の委員長は、当該資料を傍聴者に配布するか否かについて決定するものとする。
- 7 選定会議は、プレゼンテーションを公開するに当たっては、プレゼンテーションが公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項を定め、プレゼンテーション開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(プレゼンテーション開催の周知)

第7 公開によるプレゼンテーションの開催に当たっては、プレゼンテーション開催予定日の1週間前までに、プレゼンテーションの開催について公表するものとする。

- 2 第6第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、プレゼンテーション開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。
- 3 公開によるプレゼンテーションの開催の公表は、取扱要領第9に規定する当該プロポーザルの実施要項にプレゼンテーションを公開で開催する旨を規定し、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。
- 4 公開によるプレゼンテーションの開催の公表事項(以下「公表事項」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) プロポーザル方式を実施する業務名
 - (2) プレゼンテーションの開催日時
 - (3) プレゼンテーションの開催場所
 - (4) 傍聴定員
 - (5) 傍聴手続の方法
 - (6) 一時保育に関する事項
 - (7) その他必要な事項
- 5 前項各号に規定する公表事項は、傍聴者の募集等の目的で、当該プロポーザルの実施要項とは別に、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等により公表することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成30年3月20日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の実施日以後に事前協議を行う業務について適用し、同日前に事前協議を行った業務については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらずこの要領の実施前に事前協議を行った業務のうち、当該業務のプレゼンテーションを公開で行うことが適切であると認められるものについては、取扱要領第5各号に定める当該業務の予算区分に応じた協議者間で協議し、プレゼンテーションの公開・非公開を決定するものとする。